

令和4年三重県議会定例会 予算決算常任委員会 総務地域連携デジタル社会推進分科会説明資料

目 次

◎議案補充說明

- # 1 議案第84号 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公 當に関する条例の一部を改正する条例案

令和4年6月21日
地域連携部

三重県議会議員及び三重県知事の選舉における選舉運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

右 提出する。

令和四年六月三日

三重県知事 一見勝之

三重県議会議員及び三重県知事の選舉における選舉運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

三重県議会議員及び三重県知事の選舉における選舉運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成六年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改定する。

	改 正 後	改 正 前
（選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払）	（選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払）	（選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払）
第四条 三重県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条第一号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。	第四条 三重県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条第一号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。	第四条 三重県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条第一号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。
一 （略）	一 （略）	一 （略）
二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額	二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額	二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額
イ 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借り入れ契約により二台以上上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。）のそれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日につい	イ 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借り入れ契約により二台以上上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。）のそれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日につい	イ 当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借り入れ契約により二台以上上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用自動車に限る。）のそれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日につい

てその使用に対し支払うべき金額（当該金額が一万六千円を超える場合

には、一万六千円）の合計金額

口 当該契約が選挙運動用自動車の燃

料の供給に関する契約である場合

当該契約に基づき当該選挙運動用自

動車に供給した燃料の代金（当該選挙

運動用自動車（これに代わり使用され

る他の選挙運動用自動車を含む。）が

既に前条の規定による届出に係る契

約に基づき供給を受けた燃料の代金

と合算して、七千七百円に当該候補者

につき法第八十六条の四第一項、第二

項、第五項、第六項又は第八項の規定

による候補者の届出のあつた日から

当該選挙の期日の前日までの日数か

ら前号の契約が締結されている日数

を除いた日数を乗じて得た金額に達

するまでの部分の金額であることに

つき、委員会が定めるところにより、

当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ハ （略）

（略）

（ビラの作成に係る公費の支払）

第五条 三重県は、候補者（第三条の規定によ

る届出をした者に限る。）が同条第二号に定める契約に基づき当該契約の相手方

であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第一百四十二条第一項第三号及び第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて

てその使用に対し支払うべき金額（当該金額が一万五千八百円を超える場合

には、一万五千八百円）の合計金額

口 当該契約が選挙運動用自動車の燃

料の供給に関する契約である場合

当該契約に基づき当該選挙運動用自

動車に供給した燃料の代金（当該選挙

運動用自動車（これに代わり使用され

る他の選挙運動用自動車を含む。）が

既に前条の規定による届出に係る契

約に基づき供給を受けた燃料の代金

と合算して、七千五百六十円に当該候

補者につき法第八十六条の四第一項、

第二項、第五項、第六項又は第八項の規

定による候補者の届出のあつた日か

ら当該選挙の期日の前日までの日

数から前号の契約が締結されている

日数を除いた日数を乗じて得た金額

に達するまでの部分の金額であるこ

とにつき、委員会が定めるところによ

り、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ハ （略）

（略）

（ビラの作成に係る公費の支払）

第五条 三重県は、候補者（第三条の規定によ

る届出をした者に限る。）が同条第二号に定める契約に基づき当該契約の相手方

であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第一百四十二条第一項第三号及び第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて

得た金額（一円未満の端数がある場合に
は、その端数は、一円とする。）を、第二
条ただし書に規定する要件に該当する場
合に限り、当該ビラの作成を業とする者か
らの請求に基づき、当該ビラの作成を業と
する者に対し支払う。

一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下で
ある場合 七円七十三銭

二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超
える場合 三十八万六千五百円と五円十
八銭にその五万枚を超える枚数を乗じ
て得た金額との合計金額を当該ビラの
作成枚数で除して得た金額（一錢未満の
端数がある場合には、その端数は、一錢
とする。）

（ポスターの作成に係る公費の支払）

第六条 三重県は、候補者（第三条の規定に
よる届出をした者に限る。）が同条第三号
に定める契約に基づき当該契約の相手方
であるポスターの作成を業とする者に支
払うべき金額のうち、当該契約に基づき作
成されたポスターの一枚当たりの作成単
価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区
分に応じ当該各号に定めるところにより
算定した金額に三十一万六千二百五十円
を加えた金額を当該選挙区におけるポス
ター掲示場の数で除して得た金額（一円未
満の端数がある場合には、その端数は、一
円とする。）を超える場合には、その端数は、一
円とする。）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を
通じて当該選挙区におけるポスター掲示
場の数に二を乗じて得た数の範囲内のも
のであることにつき、委員会が定めるところ
により、当該候補者からの申請に基づき、委
員会が確認したものに限る。）を乗
じて得た金額を、第二条ただし書に規定す
る要件に該当する場合に限り、当該ポスター
の作成を業とする者からの請求に基づ
き、当該ポスターの作成を業とする者に対
し支払う。

得た金額（一円未満の端数がある場合に
は、その端数は、一円とする。）を、第二
条ただし書に規定する要件に該当する場
合に限り、当該ビラの作成を業とする者か
らの請求に基づき、当該ビラの作成を業と
する者に対し支払う。

一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下で
ある場合 七円五一銭

二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超
える場合 三十七万五千五百円と五円二
銭にその五万枚を超える枚数を乗じて
得た金額との合計金額を当該ビラの
作成枚数で除して得た金額（一錢未満の
端数がある場合には、その端数は、一錢と
する。）

（ポスターの作成に係る公費の支払）

第六条 三重県は、候補者（第三条の規定に
よる届出をした者に限る。）が同条第三号
に定める契約に基づき当該契約の相手方
であるポスターの作成を業とする者に支
払うべき金額のうち、当該契約に基づき作
成されたポスターの一枚当たりの作成単
価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区
分に応じ当該各号に定めるところにより
算定した金額に三十一万五百円を加えた
金額を当該選挙区におけるポスター掲示
場の数で除して得た金額（一円未
満の端数がある場合には、その端数は、一
円とする。）を超える場合には、その端数は、一
円とする。）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を
通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の
数に二を乗じて得た数の範囲内のも
のであることにつき、委員会が定めるところ
により、当該候補者からの申請に基づき、委
員会が確認したものに限る。）を乗
じて得た金額を、第二条ただし書に規定する要件
に該当する場合に限り、当該ポスターの作
成を業とする者からの請求に基づき、当該
ポスターの作成を業とする者に対し支払
う。

一 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百四十円三十一銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

二 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十七万六百五十五円と二十八円三十五銭にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額

一 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百二十一円六銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

二 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十六万二千五百三十円と二十七円五十銭にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担限度額に関する規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。